南信州の特性を活かしたウェルビーイングに関する 調査研究・実証実験及び情報発信業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領(平成28年3月31日付27契検第160号。以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年5月31日

長野県南信州地域振興局長

1 業務の概要

(1)業務名

南信州の特性を活かしたウェルビーイングに関する調査研究・実証実験及び情報発信業務

(2)業務の目的

南信州地域(飯田市及び下伊那郡)にはリニア中央新幹線の長野県駅(仮称)が設置される予定であるが、現在、首都圏などにおける南信州の認知度は低く、リニア中央新幹線開業の効果を最大限に活かすためには、南信州の認知度の向上が課題となっている。

長野県は健康長寿や移住人気ランキングで上位に位置することから、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、個人を取り巻く地域や社会が良い状態であること)に着目して南信州の可能性を探り、新たなビジョンを提示することで、全国における南信州の認知度の向上を図り、観光誘客や移住、企業誘致につなげる。

そのために、南信州の特性を活かしたウェルビーイングについて調査研究・実 証実験を行うとともに、その過程・成果について効果的な情報発信を行う。

(3)業務内容

- ① 南信州の特性を活かしたウェルビーイングの調査研究・実証実験及び報告書の 作成
- ② シンポジウム等での調査研究・実証実験結果の発表

③ 調査研究・実証実験の過程、結果の情報発信

(4) 仕様等

別添仕様書(案)のとおり

- (5) 企画提案を求める具体的内容の項目
 - ① 業務の実施方針 業務を推進する上での基本的な考え方等
 - ② 調査研究・実証実験のテーマ設定

ウェルビーイングを題材として、「健康」「環境」「観光」「教育」「交流」「地域」 「医療」「福祉」といった要素を取り入れ、「運動」、「食」、「自然環境」などの分 野から、南信州の環境や風土といった特性を活かし、全国における南信州の認知 度の向上につながる、将来的に継続・発展する可能性のあるテーマの提案。

≪各分野における調査研究・実証実験のテーマの例≫

分野の例	テーマの例
【運動】	・南信州の資源である里山を歩くことによるフレイル予防等健康増進
	・農作業など日常生活のなかで培われる健康と生きがい
【食】	市田柿など抗酸化作用の高い農産物や伝統野菜による免疫強化
【自然環境】	高齢者、障がい者、終末期の方でも負荷が軽くマイペースで楽しめる温
	泉や自然体験

③ 調査研究・実証実験の実施方法・内容

前記イで提案したテーマに基づき、現地調査やフィールドワークなど広く公開できる内容を取り入れたもので、その過程が明らかでわかりやすい調査研究・実証実験の具体的実施方法及び内容等の提案。

④ 受託者による情報発信の内容

受託者自身のホームページ等web媒体、SNS、企業CM、専門業界紙等を活用した効果的な情報発信方法の提案。

⑤ 業務の実施体制

関連業務の実績を活かし、業務が着実に実施される実施体制及び事業スケジュールに係る提案。

⑥ 業務に要する経費

業務に係る概算経費の見積り、内訳、算定根拠。

(6)履行期間

契約の日から令和6年3月22日

(7)費用の上限額

550,000円 (消費税額及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月 18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する 暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を 完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。

3 説明会

- (1) 開催日時 令和5年6月15日(木) 午後2時00分から(1時間程度)
- (2) 開催場所 オンライン (Microsoft Teams) による
- (3) 留意事項

企画提案を求める内容の詳細等を説明しますので、原則として参加してください。説明会に参加する方の情報(氏名、メールアドレス)を、令和5年6月14日(木)正午までに4(2)のメールアドレスへお知らせください。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((3) ①)までに参加申込書を提出しない場合は、 企画提案書を提出することができません。

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書(様式第3号)
 - ② 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式 (様式第3号の附表)
 - ③ 誓約書(様式第3号の附表2)

(2) 担当課・問い合わせ先

〒395-0034 長野県飯田市追手町2丁目678

長野県南信州地域振興局商工観光課振興係

(担当) 横川、竹村

電 話 0265-53-0431

FAX 0265-53-0436

メール minamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp

- (3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和5年6月30日(金)

(土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

- 【(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
- ② 提出先 4(2) に同じ。
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県南信州地域振興局に到達したものに限ります。メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

- (5) 非該当理由に関する事項
 - ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、 該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6 (4) ①)の3日前までに、書面により長野県南信州地域振興局長から通知します。
 - ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により長野県南信州地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
 - ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から 起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
 - ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 4(2) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及 び休日は除く。)

- (6) その他の留意事項
 - 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
 - ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間及びその回答方法
 - (1) 受付場所 4(2) に同じ。
 - (2) 受付期限 令和5年7月3日(月)午後5時まで。
 - (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
 - (4) 回答方法 長野県南信州地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和5年7月7日(金)までに長野県公式ホームページで公表します。
- 6 企画提案書の作成・提出
 - (1) 企画提案書

様式8号による。

(2) 企画書の作成様式

任意様式による。(A4版10ページ以内、タテョコは問わない。)

- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 企画書には、応募するテーマをわかりやすく簡潔に記載してください。
 - ② 企画書は、イメージ図等を用いるなどわかりやすい表現で記載し、別に定める 仕様書(案)の内容を踏まえて記載してください。
 - ③ 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(7)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ④ 当該業務について学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合には、 企画協力等の予定を記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分 を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び提出方法
 - ① 提出期限 令和5年7月10日(月) (持参の場合は土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - ② 提出先 4(2) に同じ。
 - ③ 提出部数 紙媒体10部、PDFデータ1式
 - ④ 提出方法 持参又は郵送、PDFデータはメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県南信州地域振興局に到達したものに限ります。郵送及びメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で4

(2) の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

	項目	審査内容	配点
1	理解度	○本事業のコンセプトや狙いを理解し、仕様書(案)の内	10
		容を満たした効果的な提案となっているか。	
2	テーマ	○南信州の地域特性を活かしたテーマであるか。	
		○多くの人に訴求し、南信州の認知度向上が見込まれる	30
		テーマであるか。	30
		○将来的に継続、発展する可能性のあるテーマであるか。	
3	業務内容	○調査研究・実証実験について、その過程が明らかでわか	
		りやすいものであるか。	
		○調査研究・実証実験の経過及び結果について効果的な	
		情報発信が提案されているか。(誰に対して、どのくらい	30
		実施するか)	
		○その他、業務の目的を達成するために効果的な提案が	
		されているか。	
4	実施体制	○業務が着実かつ効果的な実施が期待できる実績を有し	
		ているか。	
		○類似業務の経験を有する人員が配置され、適切な業務	90
		管理を行う体制となっているか。	20
		○事業スケジュールが適切で、確実な実施が可能である	
		か。	
5	経済性	○業務内容に対して必要な経費が適切に見積もられてお	10
		り、かつ県予算の範囲内であるか。	10
	計		100

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点が高い者から順に、最大で3者を選定します。評価点が同点の者がある場合は、企画提案評価会議で協議の上、決定します。なお、全構成員の評価点の平均点が60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。ただし、応募多数の場合には、書類による一次審査を行い、プレゼンテーション参加者を決定します。一次審査により選定されなかった者に対しては、令和5年7月20日(木)までに担当課から連絡します。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所 令和5年7月24日(月) 13時から 長野県飯田市追手町2丁目678 長野県飯田合同庁舎 502・503号会議室 オンラインによる参加も可能とします。

- (7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
 - ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県南信州地域振興局長から通知します。
 - ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により長野県南信州地域振興局長から通知します。
 - ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県南信州地域振興局商工観光課において閲覧に供します。
- (8) 非選定理由に関する事項
 - ① (7) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により長野県南信州地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
 - ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から 起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
 - ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 4(2) に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及 び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

- ① 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ② 提出された企画提案書は、返却しません。
- ③ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ④ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑤ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーション において虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明を した者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり。

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールに よる場合は該当日の午後5時までに)に、見積書(様式第14号)を指定された方 法により長野県南信州地域振興局長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報 について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県南信州地域振興局に おいて閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否 必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口 4(2)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。